

次期評議員候補者（卒業生評議員）推薦について

2025年4月1日施行予定の学校法人工学院大学寄附行為及び学校法人工学院大学評議員選任規程第2条第1項第2号、第15条第2項の規定に基づき、次期評議員候補者（卒業生評議員）の推薦を下記のとおり受け付けます。

記

1. 次期評議員候補者（卒業生評議員）及び推薦者・推薦方法について

(1)次期評議員候補（卒業生評議員）となれる者及び推薦することができる者は下表のとおりです。

評議員区分	候補者資格	推薦者・推薦方法
卒業生評議員	卒業生で年齢25年以上の者	卒業生で年齢満18年以上の者3名以上の連名による推薦

(2)1人の推薦者が推薦できる人数は、1人とします。

(3)規定する資格は、公示日現在とします。

(4)職員は、卒業生であっても、卒業生区分での推薦を受けることはできません。

2. 選任手続き

(1)評議員選任機関は評議員選任委員会になります（寄附行為第7条の3第1項）。上記候補者の推薦を受け、推薦された候補者及び評議員選任委員会が推薦した候補者の中から、評議員選任委員会にて、第26期評議員（卒業生評議員）2名及び補欠者若干名を選考し、選任します。なお、補欠者の人数、選出順位には定めがありません。

(2)理事と評議員は兼務できませんが、双方の候補者になることは可能です。

(3)推薦にあたっては被推薦者の了承を得た上で、ご推薦ください。

(4)推薦にあたっては所定の推薦書及び経歴書を提出ください。提出書類は学園ホームページからダウンロードしてください。

(5)提出期間及び場所は次のとおりです。

①日 時 2025年3月11日（火）～3月17日（月）9時30分～17時
（土・日曜、祝日と11時45分～12時45分は除く）

②提出方法 すべての資料を提出場所に持参してください。所定の推薦書及び経歴書は指定のメールアドレス(suisen@sc.kogakuin.ac.jp)へも送付してください。

③提出場所 新宿キャンパス 13階 総務・人事部総務課（評議員選任委員会事務局）

(6)その他 提出期間内にすべての書類が提出されていない場合、推薦は無効となります。

4. 次期評議員の任期について

2024年度に関する定時評議員会の終結の時から、2027年度に関する定時評議員会の終結の時
までとなります。

5. 評議員会の職務について（学校法人工学院大学寄附行為より）

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し
て意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

6. 評議員選任委員会事務局 総務・人事部総務課

（参考）

学校法人工学院大学寄附行為（別紙）

学校法人工学院大学評議員選任規程（別紙）

以上